コンプライアンス規程

(目 的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人ACOBA(以下「当法人」という)におけるコンプライアンスについて規定する。

(会員と当法人の関係)

- 第2条 会員は、自己の業務活動等に際し、その内容について当法人が関与し責任をも つような印象を顧客に与えてはならず、自己の業務活動等は自己の責任におい て実行していることを自覚し、かつ顧客に対してもその旨を伝えなければなら ない
 - 2 会員は、業務活動等において、当法人の活動内容について事実に反する表示・表現または誤解を生じさせる恐れのある表示・表現をしてはならない。

(法令、規程等の遵守)

- 第3条 会員は、法令やルールおよびその精神を尊重し、これを遵守しなければならない。
 - 2 会員は、本規程その他の当法人が定める規程・規則を誠実に遵守しなければならない。

(基本的な心構え)

第4条 会員は、常に利用者や相談者の立場を尊重し、顧客満足を心がけるとともに、 信頼される法人の会員にふさわしい専門性の高いサービスを提供しなければな らない。

(守秘義務)

第5条 会員は、業務活動等において知り得たすべての情報(公表されているものを除く)を機密として扱い、第三者に漏洩してはならない。

(コンプライアンス委員会の設置)

第6条 当法人におけるコンプライアンスにかかる取組みの検討・審議等を行うため、 コンプライアンス委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(委員会の組織)

第7条 委員会は、代表理事・監事及び複数の理事をもって組織する。

(委員会の調査)

- 第8条 委員会は、会員が本規程その他の当法人が定める規程・規則を遵守していない 恐れがあると認めたときは、直ちにその事実を調査しなければならない。
 - 2 委員会は、上記の調査に基づき会員に対し必要な処分をすることができる。ただ し、会員に弁明の機会を与えなければならない。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、平成22年6月1日より実施する。